

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「副参事」の下に「及び報道幹」を加え、「以下」を「第九条及び第十三条において」に改める。

第九条第一項中「報道幹、」を削り、「教育指導幹」の下に「企画幹」を加え、同条第二項第一号中「課及び教育事務所等の」を削る。

第十条中「第九条」を「前条」に改める。

第十三条第一項第二号中「主務部長」の下に「（本局の参事の職務として指定された事項に係る事案については、本局の参事）」を加え、同項第三号及び同条第二項第一号中「部の参事」を「高校改革統括監又は部の参事」に改める。

別表第三第十三号教育長決裁事項の欄1及び2中「及び部の参事」を「部の参事、参事付の副参事及び報道幹」に改め、同欄4中「及び副部长」を「副部长、参事付の副参事及び報道幹」に、「及び部の参事」を「部の参事、参事付の副参事及び報道幹」に改め、同号部長専決事項の欄1中「課長」の下に「（部の副参事を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

別表第四教育総務部の表総務課の項第二号事務の種類の中「除く。」の下に「（「」を加え、同項第四号教育長決裁事項の欄1中「課長」の下に「（副参事及び報道幹を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第七号を次のように改める。

<p>七 埼玉県統計調査条例（平成二十年埼玉県条例第六十号）の施行に関する事務</p>	<p>埼玉県統計調査条例第二条第二項の規定に基づき、県指定統計調査の指定を行うこと。</p>	
---	--	--

別表第四教育総務部の表教育政策課の項を削り、同表に次のように加える。

<p>生涯学習推進課</p>	<p>一 埼玉県生涯学習審議会条例（平成四年埼玉県条例第四十七号）の施行に関する事務</p>	<p>埼玉県生涯学習審議会条例第三条第二項の規定に基づき、生涯学習審議会委員の任命に当たり、知事の意見を聴くこと。</p>	
<p>二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の施行に関する事務</p>	<p>社会教育法第四十条第一項の規定に基づき、法人の設置する公民館に対し、その事業又は行為の停止を命ずること。</p>	<p>1 社会教育法第十三条の規定に基づき、社会教育団体への補助金の交付について、社会教育委員の会議の意見を求めること。</p> <p>2 社会教育法第四十八条第一項の規定に基づき、管理に属する学校に対し、社会教育のための講座の実施を求めること。</p>	
<p>三 県立図書館及び県立げんきプラザに関する事務</p>	<p>1 手続条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>1 埼玉県立図書館管理規則（以下この項において「図書館規則」という。）第二条第二項及び埼玉県立げんきプラザ管理規則（以下この項において「げんきプラザ規則」という。）第一条の二の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p>	

	文化 財・ 博物 館課	
二 埼玉県文化 財保護条例（昭 和三十年埼玉	一 文化財保護 法（以下この項 において「法」 という。）の施 行に関する事 務	四 大学、県立学 校等開放事業 に関する事務
条例第五条第二項（第二十六 条第二項、第三十一条第二項、 第三十七条第二項において準	1 法第百五条第三項の規定 に基づき、県に帰属した所有 者の判明しない埋蔵文化財 の発見者及びその発見され た土地所有者に支給する報 償金の額を決定すること。 2 法第百四十三条第三項の 規定に基づき、伝統的建造物 群保存地区に関する都市計 画についての知事からの意見 聴取に対し、意見の申出をす ること。 3 法第百八十四条第五項の 規定に基づき、法第百八十四 条第一項の規定により教育 委員会が行うこととされた事 務により損失を受けた者に 対する損失の補償の額を決 定すること。	2 げんきプラザ規則第十一 条第一項の規定に基づき、事 業計画を承認すること。 3 図書館規則第二十一条及 びげんきプラザ規則第十八 条の規定に基づき、必要な事 項を定めることを承認するこ と。 開放事業を行う大学、県立学 校等を決定すること。

<p>県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>三 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然と川の博物館及び県立文書館に関する事務</p>	<p>1 手続条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>用する場合を含む。）の規定に基づき、指定に当たり所有者等の同意を得ること。</p>	<p>1 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則（以下この項において「歴史と民俗の博物館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立史跡の博物館管理規則（以下この項において「史跡の博物館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立近代美術館管理規則（以下この項において「近代美術館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立自然と川の博物館管理規則（以下この項において「自然と川の博物館規則」という。）第二条第一項及び埼玉県立文書館管理規則（以下この項において「文書館規則」という。）第二条第二項の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p> <p>2 歴史と民俗の博物館規則（第二十二条第一項、史跡の博物館規則第十七条第一項、近代美術館規則第二十四条第一項、自然と川の博物館規則第十七条第一項及び文書館</p>	<p>1 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則（以下この項において「歴史と民俗の博物館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立史跡の博物館管理規則（以下この項において「史跡の博物館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立近代美術館管理規則（以下この項において「近代美術館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立自然と川の博物館管理規則（以下この項において「自然と川の博物館規則」という。）第二条第一項及び埼玉県立文書館管理規則（以下この項において「文書館規則」という。）第二条第二項の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p> <p>2 歴史と民俗の博物館規則（第二十二条第一項、史跡の博物館規則第十七条第一項、近代美術館規則第二十四条第一項、自然と川の博物館規則第十七条第一項及び文書館</p>
---	---	--	--	--	--

規則第十六条第一項の規定に基づき、事業計画を承認すること。	3 歴史と民俗の博物館規則第二十三条、史跡の博物館規則第十八条、近代美術館規則第二十五条、自然と川の博物館規則第二十三条及び文書館規則第十七条の規定に基づき、必要な事項を定めることを承認すること。
4 文書館規則第六条の規定に基づき、文書を指定すること。	4 文書館規則第六条の規定に基づき、文書を指定すること。
5 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百一十一号)第二条第二項、埼玉県立史跡の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十二号)第三条第二項、埼玉県立近代美術館条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十五号)第二条第二項及び埼玉県立自然と川の博物館条例第十四条第二項の規定に基づき、特別の資料を展示した場合の観覧料の額を定めること。	5 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百一十一号)第二条第二項、埼玉県立史跡の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十二号)第三条第二項、埼玉県立近代美術館条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十五号)第二条第二項及び埼玉県立自然と川の博物館条例第十四条第二項の規定に基づき、特別の資料を展示した場合の観覧料の額を定めること。

別表第四県立学校部の表特別支援教育課の項を削り、同表高校教育指導課の項の次に次のように加える。

特別 支援 教育 課	一 県立特別支 援学校の通学 区域に関する 事務		埼玉県立特別支援学校管理 規則第三条第二項の規定に基 づき、県立特別支援学校の通学 区域を定めること。
二 県立特別支 援学校の教育 課程に関する 事務		埼玉県立特別支援学校管理 規則第四条第二項の規定に基 づき、県立特別支援学校の教育 課程の編成の報告を受理する こと。	

別表第四市町村支援部の表生涯学習推進課の項及び文化資源課の項を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。